IΒ

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条

1 (略)

(1) ~ (29) (略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 1第3欄ウ欄若しくは工欄又は第8欄に限ります。<u>以下この号において同じとします。</u>)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

新

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条

1 (略)

(1) ~ (29) (略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1-1第3欄ウ欄若しくは工欄又は第8欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1-1第3欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速ディジタル伝送に係るものであって128Kbit/sの符号伝送が可能なエコノミークラスのものと組み合わせて提供するものに限ります。)、ウ欄若しくは工欄又は第8欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

附 則 (平成 29 年 9 月 15 日西設相制第 000050 号)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 15 日から実施します。